法第６条の３第11項に規定する業務（居宅訪問型保育事業）を目的とする施設（複数の保育に従事する者を雇用していないものに限る。）の指導基準等に係るチェックシート

令和　　年　　月　　日現在

住　所

氏　名（又は名称）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 指導基準 | 調査事項 | 調査内容 | チェック内容 | チェック |
| 第３　非常災害に対する措置／第４　保育室を２階以上に設ける場合の条件 | １　防災上の必要な措置の実施 | ａ　防災上の必要な措置が講じられているか。 | ・地震、火災等の災害発生時における対処方法等（避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。）について検討し、実施をしている。 | □ |
| （具体的取組） |
| 第５　　保育内容 | １　保育の内容※　保育所保育指針を参考に適切な保育が行われているか | ａ　乳幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育が行われているか。ｂ　乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わされた健康的な生活リズムが保たれるように、十分に配慮がなされているか。ｃ　乳幼児の生活リズムに沿った保育が実施されているか。ｄ　乳幼児に対し漫然とテレビを見せ続けるなど、乳幼児への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないか。 | ・以下の事項について理解し、これに配慮した保育をしている。(1)子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項(2)乳幼児への養護的な関わり（授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等）に関する事項(3)子どもの遊び等に関する事項(4)保育の実施に関して留意すべき事項 | □ |
| （具体的取組） |
| ２　保育に従事する者の保育姿勢等（１）　保育に従事する者の人間性と専門性の向上 | ａ　乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であるか。ｂ　保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。 | ・保育に当たっての基本姿勢（子どもへの愛情豊かな関わり、人格の尊重、プライバシーへの配慮等）を理解し、十分な取組が行っている。 | □ |
| （具体的取組） |
| ・保育に従事する者に関する研修を受講している。（研修名等：　　　　年　　月　　　　　　　　　）（研修名等：　　　　年　　月　　　　　　　　　）（研修名等：　　　　年　　月　　　　　　　　　）※研修の受講歴がわかる資料（修了証の写し等）を添付すること研修については、保育に従事する前に受講することが望ましい。また、保育従事者の質の向上のため、定期的な研修の実施が望ましい。 | □ |
| （２）　乳幼児の人権に対する十分な配慮 | 乳幼児に身体的苦痛を与えることや、人格を辱めることがないなど、乳幼児の人権に十分配慮がなされているか。 | ・乳幼児の人権に十分な配慮がなされている。 | □ |
| （具体的取組） |
| 第　６　　給　　食 | ※　保育中に食事の提供を行う場合は、以下のチェック内容についても回答すること。 |
| １　衛生管理の状況 食器等の適切な衛生管理 | 食器類やふきん、哺乳ビン等を使用する際は、衛生面等必要な注意を払い、配膳も衛生的であること。 | ・衛生面等必要な注意が払われている。 | □ |
| （具体的取組） |
| ２　食事内容等の状況 | ａ　乳児にミルクを与えた場合に、ゲップをさせることや離乳食摂取後の乳児について食事後の状況に注意が払われているかなど乳児に対する配慮が適切に行われているか。 | ・乳児に対する配慮を適切に行っている。 | □ |
| （具体的取組） |
| ｂ　アレルギー疾患等を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応が行われているか。 | ・アレルギー疾患等を有する子どもに対して適切な対応を行っている。 | □ |
| （具体的取組） |
| 第７　健康管理　・　安全確保 | ３　感染症への対応 | ａ　感染予防のための対策が行われているか。 | ・手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防策を講じている。 | □ |
| （具体的取組） |
| ４　乳幼児突然死症候群に対する注意 | ａ　睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。ｂ　乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。※　仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、 窒息の防止の観点から有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、うつぶせ寝を行う場合は利用時に保護者に確認するなど、乳幼児突然死症候群に対する注意に努めること。c　保育中は禁煙を厳守しているか。 | ・左記の事項を実施している。 | □ |
| （具体的取組） |
| ５　安全確保 | ａ　施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い、児童の安全確保に配慮した保育が実施されているか。ｂ　安全計画について理解しているとともに、安全計画に定める訓練を定期的に実施しているか。ｃ　保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。ｄ　事故防止の観点から、危険な場所等に対して適切な安全管理が図られているか。ｅ　不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制が整備されているか。ｆ　児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されているか。 | ・以下の事項について理解し、取組を行っている。(1) 安全計画に基づく取組の内容等を踏まえた事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構え(2) 保育を始める前の玩具、遊具等室内の安全確認(3) 室内、室外の安全確認(4) ケガや急病等における応急手当の方法（実践）(5) 「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意識の再確認等(6) 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行する場合の、児童の乗車及び降車の際の児童の所在の確認方法(7) 事故発生時における対処方法及び連絡体制(8) 事故等発生後における詳細な内容等の報告 | □ |
| （具体的取組） |
| ｄ　事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、実技講習を定期的に受講しているか。 | ・定期的に講習を受講している。※研修の受講歴がわかる資料（修了証の写し等）を添付すること | □ |

記載上の注意

・　このチェックシートは、法第６条の３第11項に規定する業務を目的とする業務（居宅訪問型保育事業）を行う個人（いわゆるベビーシッター）が指導監督基準のうちの特定の項目を満たしているかどうかを確認するためのものです。

・　保健福祉事務所長が、このチェックシートの調査項目も含め、指導監督基準の全項目について適合していることを確認した場合に、その旨の証明書を交付します。なお、保健福祉事務所が、指導監督基準の全項目について適合しているかを確認するにあたっては、このチェックシートの調査項目についても、追加で内容を確認することがあります。

・　項目毎に、チェック内容に該当する場合はチェック欄に✔を入れ、その具体的な取組内容を記入してください。また、必要に応じて添付書類をご提出ください。